

○外国人の市営住宅入居に関する要綱

(昭和 5 5 年 6 月 1 日施行)

改正 平成 9 年 4 月 1 日

改正 平成 2 4 年 7 月 9 日

改正 平成 2 6 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 1 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、外国人で現に住宅に困窮している者を市営住宅に入居させるため必要な事項を定めるものとする。

(入居申込み資格)

第 2 条 市営住宅入居申込み資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 2 項（第 2 2 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により永住許可を受けた者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する者
 - (3) 法第 1 9 条の 3 第 1 項に規定する中長期在留者
- (法令の適用等)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、外国人の入居に関する事項については、公営住宅関係法令並びに新潟市営住宅条例（平成 9 年新潟市条例第 1 5 号）及び新潟市営住宅条例施行規則（平成 9 年新潟市規則第 2 2 号）を適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。